

豊島区の法定外税に関する報告書

2003年9月
豊島区法定外税検討会議

まえがき

豊島区における放置自転車等対策税およびワンルームマンション税という二つの法定外税の導入をめぐって、豊島区法定外税検討会議は、この度、「豊島区の法定外税に関する報告書」をとりまとめた。検討会議は、区長からそれら両税の検討についての諮問を受け、平成14年5月に検討を開始した。これより前に、区職員による「豊島区区税調査研究会」が豊島区における法定外税として放置自転車等対策税およびワンルームマンション税の導入に向けた検討が適当であるとする調査報告を区長に提出していた。この検討会議の検討は、いわばこれを受けて行われたものである。

この検討会議には学識経験者、区民代表、鉄道事業者やワンルームマンション建設事業者を含む関係団体等の代表、および区職員といった多様な方々が参加し、専門委員会の議論を含めると、この間、約1年4ヶ月にわたって二つの法定外税について幅広い議論を積み重ねてきた。この報告書はこうした議論の積み重ねのうえにたってとりまとめられた。

ところで、この報告書の案は検討会議での議論を踏まえて専門委員会の手で作成されたが、検討会議の各委員からは、当然のことながらそれに対する賛成・反対の意見が提出された。検討会議としては、これらの賛成意見・反対意見を付帯意見として本報告書に含めることとした。すなわち、このような各委員の賛成意見・反対意見も検討会議における貴重な意見の一部を成すものであるから、これらを専門委員会のとりまとめ意見に対する付帯意見として、これまでの会議録や配布資料とともにこの報告書に含め、これら全体がその内容を構成するものとして扱うこととした。

したがって、この後、豊島区においてこれら二つの法定外税の条例化に際しては、この報告書における両税に関する提案はもとより、それらの付帯意見や会議録をも十分に考慮して慎重に審議・検討されることを期待したい。

この報告書がうみだされる基礎となった検討会議と専門委員会のすべての会議と議論について特に強調しておきたい点は、それらが終始徹底したかたちで公開され、極めて透明な手続きのもとで進められたことである。すべての会議の公開はもとより、配付資料や会議録もすべて公表されているように、これほどまで徹底した公開は、この種の会議体としておそらく初めての試みといえるだろう。このことは、この検討会議のように多様な考え方や異なった意見をもつ区民や団体代表等からなる会議体として、意見や利害関係が鋭く対立している問題について意見を集約し問題を処理する場合に、公正な議論を担保することになると考える。しかし、実際にはこのことを実践することは容易ではない。

幸いに、この検討会議は、専門委員会も含めて、そうした公開の方針のもとで大きな混乱もなく最後まで無事に審議を続けることができ、この報告書のとりまとめを達成することができた。これはひとえにこの会議に参加されたすべての委員と傍聴者のおかげであるが、どうに委員をつとめられた区民や各関係団体の代表の節度ある態度と議論を見守っていただいた傍聴者の意識の高さによるものであると考える。これらすべての方々の協力に対してお礼申し上げる。

平成15年9月

豊島区法定外税検討会議

会長 中村 芳昭

目 次

【報告書本文】

I. 二つの法定外新税提案の背景と検討経過	1 頁
1. 新税提案の背景	1 頁
2. 法定外税検討会議・専門委員会の検討経過	2 頁
3. 二つの新税の議論の意義	3 頁
II. 放置自転車等対策税	5 頁
1. 放置自転車等対策税の目的	5 頁
2. 課税の前提	6 頁
3. 課税の根拠	7 頁
4. 課税の基本的な仕組み	8 頁
5. 法定外税目的税としての要件の充足	9 頁
III. ワンルームマンション税	11 頁
1. 「ワンルームマンション税」提起の背景	11 頁
2. 区が提起した「ワンルームマンション税」構想について	11 頁
3. 狹小住戸集合住宅の増加抑制手段としての規制と課税	12 頁
(1) 規制的な政策手段について	12 頁
(2) 法定外普通税を利用した抑制	12 頁
(3) まとめ	13 頁
4. 課税の内容について	13 頁
(1) 課税客体	13 頁
(2) 課税標準	14 頁
(3) 納税義務者と納付期限	14 頁
(4) 税率	14 頁
(5) 非課税と減免・還付	14 頁
5. 国の同意要件との関係	15 頁
(1) 「処理基準」について	15 頁
(2) 「留意事項」について	16 頁

【委員意見書】

放置自転車等対策税関係

「豊島区の法定外税に関する報告書(案)」に対する意見 ; (鉄道事業者委員連名)	深澤 古澤 黛 栗林 齊藤	委員 委員 委員 委員 委員	………… 19頁
豊島区の法定外税に関する報告書(案)に係る意見について ; 堤	堤	委員	………… 28頁
豊島区放置自転車等対策税の導入について ;	坂井	委員	………… 30頁
放置自転車等対策税に関する意見書 ; (区民代表委員連名)	平山 斎木 柳田	委員 委員 委員	………… 32頁

ワンルームマンション税関係

「豊島区の法定外税に関する報告書(案)」について ;	西田	委員	………… 34頁
豊島区法定外税に関する報告書(案)に対する意見書 ;	織本	委員	………… 37頁
豊島区法定外税に関する報告書(案)に対する意見書 ;	梶田	委員	………… 39頁
豊島区の法定外税に関する報告書(案)に対する意見 ; (区民代表委員連名)	岩原 佐藤 松浦	委員 委員 委員	………… 40頁

【委員名簿・検討経過等】

○豊島区法定外税検討会議委員名簿 (平成15年9月)	………… 45頁
○新税構想及び検討会議における検討の経緯	………… 50頁
○「豊島区法定外税検討会議」検討事項及び配付資料一覧	………… 51頁
○豊島区法定外税検討会議設置要綱 (平成14年4月26日区長決裁)	………… 55頁

豊島区の法定外税に関する報告書

平成15年9月

I 二つの法定外税提案の背景と検討経過

1. 新税提案の背景

豊島区は、地方分権一括法の制定・施行に伴う平成12年4月の地方税法改正において、法定外税の創設に関する協議制の採用、法定外目的税の創設の許容など、地方公共団体の課税自主権の強化が図られたことを受けて、①地方分権の推進と区政の主体的確立、②税財源の充実・確保と課税自主権の活用、および③行政サービスの受益と負担の明確化という基本的視点に立って、平成12年5月29日に「豊島区区税調査研究会」を設置した。そして、同研究会は、豊島区の抱える主要な政策課題のうちから次のような3分野10項目を取り上げて各課題の現状と法定外税の導入可能性について検討を行った。それらは次のとおりである。

まず、①副都心としての特有の行政需要があることである。区では、昼間流入人口（通勤・通学者数）および来街者数が区民居住者数（残留人口）に比して圧倒的に多数を占めること、また、とくに産業的には風俗産業の集積が著しいという特徴を抱えているが、これらにより種々の特別の財政需要が生じている。

次に、②生活環境の保全に伴う特別の財政需要が発生していることである。区はこの間、放置自転車対策、空き缶のポイ捨て等の対策、資源リサイクル事業の推進といった生活環境の保全にかかわる施策と積極的に取り組んできたが、①の昼間流入人口が圧倒的多数を占めているという事情等によって、区特有の特別の財政需要が発生している。

さらに、③健全な街づくりの誘導が特別の財政需要を生じさせていること

である。狭あいな道路整備の推進、違反建築物の解消、ワンルームマンション建築の急激な増加の抑制、CATVによる電波障害対策といった健全な街づくりの誘導が区特有の特別の財政需要を生じさせている。

同研究会は、以上のような区の財政需要の特性を踏まえて、法定外新税の調査研究を開始した。

こうした法定外新税の調査研究を開始するに当たって、同研究会はまた、豊島区の法定外新税に関しては、三つの基本的視点、すなわち①特定の行政需要を発生させ、行政サービスの過半を享受するものに負担を求める、②財源確保にとどまらず区の重要政策の推進に寄与する、③広く区民の負担が生じる場合は区民の「選択権」を保障する、に沿ったものでなければならない、という枠組みを設定した。

同研究会は、上記のような豊島区における政策課題の現状把握と法定外新税に関する基本的枠組みのもとで、平成13年12月まで約1年8か月間にわたり、豊島区にふさわしい法定外新税について幅広く調査研究を行ってきた。

そして、同研究会はこうした調査研究の成果として平成13年12月27日に報告書を区長に報告・提出した。この報告書において、豊島区で導入を検討すべき法定外税として、「放置自転車等対策税」および「ワンルームマンション税」を提案した。

2. 法定外税検討会議・専門委員会の検討経過

このような豊島区区税調査研究会の報告書によって導入を検討すべき法定外新税として提案された「放置自転車等対策税」および「ワンルームマンション税」に関して、さらに区民や利害関係者等から広く意見を聞いてこれらの導入等について検討するため、平成14年5月17日に学識経験者、区民代表、関係団体代表、区職員等からなる豊島区法定外税検討会議が発足し、検討を開始した。

同検討会議では、それら二つの税について必要かつ十分な議論と検討を行うために、それぞれ部会を設けて検討が行われた。そして、両部会は本年初めにその検討結果を各部会報告としてとりまとめた。

こうした各部会報告は、さらに専門委員会に引き継がれ、そこで検討が行われてきた。そこではこれまでの検討結果をふまえてより立ち入った専門的・技術的な検討が加えられた。

これらの検討過程においては、諮問されている二つの法定外新税について、豊島区がそれらの新税創設の前提となる放置自転車対策行政および「ワンルームマンション」対策行政についてどのような制度を用意し、政策や施策を行ってきたのかに関する事実を明確にするとともに、それらの現状を正確に把握することにつとめたうえで、議論を進めた。また、二つの法定外新税についても、税制のあり方それ自体の議論はもとより、達成すべき政策目標に対する、より適切な代替手段の存否や一定の政策目的の達成手段として法定外新税を利用するとの妥当性などの議論にも十分に時間を割いてきた。そして、豊島区区税調査研究会の新税提案を前提にしつつ、仮にそれら二つの新税を導入するとした場合における、それら新税の税制としての公平性や合理性、さらには執行の容易性などについても種々の観点から議論が行われた。

3. 二つの新税の議論の意義

法定外新税として提案されている「放置自転車等対策税」および「ワンルームマンション税」は、東京の都心部の一角を占める豊島区が高度に発達した大都市におけるコミュニティの形成にかかわる問題の一端を異なった形で提示しているといえる。「放置自転車等対策税」の場合は、公共輸送機関としての鉄道事業者も基本的には地域コミュニティの重要な構成員であり、そのコミュニティ形成に積極的に参加ないし関与する必要があるが、放置自転車対策との関連では、いわゆる自転車法上の「協力義務」を負う鉄道事業者が、この問題についてどこまで、どのような形で地域コミュニティに対しその社会的責務を果たすべきかが問われている。これに対し、「ワンルームマンション税」の場合は、ワンルームマンションの建築業者による特定の地域での単身世帯向けワンルームマンション建設の急増がさまざまな近隣住民との摩擦をうみだすのみならず、豊島区における世帯構成の急激な変動を誘発することによるコミュニティ衰退や区の居住人口の少子・高齢化の要因となることについて、バランスのとれた年齢・世帯構成からなる健全な地域

コミュニティの形成上、どこまで、どのような形で企業としての社会的責任を果たすべきかが問われているといえる。

もとより、法定外新税として提案されている2税の導入をめぐる検討会議の議論においては、各団体からの代表の意見はそれぞれの利害関係からといって大きな対立を解消することは困難であった。しかし、このような形の利害対立の調整は本来、きわめて難しい問題を含むものであると言えるので、その利害対立調整の最善の方法は、前記の二つの新税の背後にはそうした基本的な問題が存在していることを十分認識した上で、さまざまな利害関係者の代表が一堂に会して自由に意見を述べあって、より大局的見地から真摯に問題解決につとめようとする以外にはない。その場合、こうした基本的な問題は、決して「はじめに税ありき」によって解決されるべき性質のものではないといえる。検討会議や専門委員会の議論において、税以外のより適当な代替手段や解決方法の検討にかなり多くの時間を割いたのは、こうしたことが念頭に置かれたからに外ならない。

こうした議論の過程においては、専門家はもとより、これらの法定外新税の納税者となる可能性のある関係者の代表、関係団体の代表、区民の代表、区職員等により率直で自由な、時には厳しい意見のやりとりがなされた。このことは、すべての会議が公開で行われたこととともに、二つの法定外新税の検討においてきわめて重要な意義があったといえる。この点で、今回の豊島区の試みは有意義であった。また、この種の問題について、こうした議論の仕方を継続することによって今後、豊島区における真の住民自治が根付いていくことを期待したい。

本報告書は、以上のような背景と検討経緯に基づいて、最終的に専門委員会の手でとりまとめられ、作成されたものである。

II 放置自転車等対策税

1. 放置自転車等対策税の目的

豊島区の中心に位置する池袋駅周辺は、放置自転車台数がかつて日本一という状況にあったことがある。そうしたなかで豊島区は、池袋駅周辺はもとよりその他の鉄道駅周辺においても、放置自転車の撤去・保管・処分等を実施するとともに、自転車駐車場を設置し放置自転車の減少に努めてきたところである。

平成14年度までに区が各駅周辺に設置した自転車駐車場等の収容台数は11,447台（28箇所）になるが、それでも平成14年度中に各駅周辺において撤去した放置自転車等は豊島区内全域で41,207台に上り、特に池袋駅周辺の昼間の放置自転車台数は依然として全国有数である。

こうしたなかで、豊島区は自転車駐車場の設置や放置自転車の撤去をさらに推進するため、自転車駐車場の設置・維持・管理等および放置自転車の撤去・保管・処分等に要する費用（以下、「区の要する費用」という。）の一部を鉄道事業者に求めようと、法定外目的税としての「放置自転車等対策税」を構想するにいたった。

この構想の適否を問われた検討会議の専門委員会も、大量の放置自転車の存在が駅周辺の日常的な交通障害になっていることはもとより、大震災等の際には区民に大きな被害をもたらす原因にもなるので、豊島区が自転車駐車場の設置や放置自転車の撤去をさらに推進する必要は今後とも非常に大きいと考える。

したがって、問題は区の要する費用の一部を「放置自転車等対策税」というかたちで鉄道事業者に求めることが妥当であるかどうかという点にある。

専門委員会としては、豊島区が2節で記すことを実施した上で、3節以下で述べるような理由から本税を鉄道事業者に課することは妥当であると考える。

2. 課税の前提

専門委員会は、区民および本税の納税義務者とされる鉄道事業者から放置自転車等対策税についての充分な理解が得られるよう、豊島区が以下の二点について検討・実施した上で、本税を課税すべきであると考える。

第一は、豊島区はその基本計画等において放置自転車対策等を区政の重要な課題の一つとしてきたところであるが、新税を実施するに当っては、基本構想等策定後の実情を踏まえて、今後3年から5年にわたって自転車駐車場の建設等および放置自転車の撤去・保管・処分等をどのように充実しようとしているのかについて、具体的の方策やそのために必要となる費用を、区民に示すことである。

第二は、豊島区はこれまでも自転車放置者からはその撤去・保管手数料を、自転車駐車場利用者からは使用料を徴収してきたところであるが、こうした施策の第一の受益者は自転車の利用者であるから、その者からの費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の2分の1前後の額になるように改めることである。

なお、第一部会や専門委員会での豊島区の説明によると、豊島区は徴収する料金等の改定に関して、改定後の放置自転車返還率や駐車場利用率の低下および他区の水準との比較が念頭にあるようであるが、放置自転車等対策税のような他区にはみられない新しい施策を構想する場合には、返還率や利用率の低下についてはともかく、他区との比較にはそれほどこだわる必要はないと考える。

専門委員会は放置自転車等対策税を課税する前提として、豊島区が以上の二点を実施することが必要であると考える。なお、鉄道事業者等とともに、駅周辺における今後の放置自転車対策をさらに一層推進していくためには、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年、法97、以下「改正自転車法」という。）第8条に定める自転車等駐車対策協議会を設置することが必要であると考える。

3. 課税の根拠

放置自転車等対策税は鉄道事業者を納税義務者とするものであるが、専門委員会は以下の二つの理由から、法定外目的税としての放置自転車等対策税の課税根拠は妥当であると考える。

第一に、これまで区の要する費用は、放置自転車の撤去・保管手数料や自転車駐車場の使用料を除くと、その大部分を区民が区税という形で負担してきたところである。しかし、豊島区の調査によれば、自転車を駅周辺に放置する者および自転車駐車場利用者のそれぞれ約70%は鉄道利用者である。

したがって、区の要する費用の一部について鉄道事業者にも負担を求め、豊島区の要する費用全体を自転車放置者・駐車場利用者、区民、および鉄道事業者で分かちあおうとすることは社会的にみて合理的であると、専門委員会は考える。

なお、鉄道利用者が駅までの交通手段として何を用いるかについて鉄道事業者には何の責任もない、という見解が検討会議第一部会で鉄道事業者から表明されたところであるが、この点について専門委員会は次のように考える。

すなわち第二に、改正自転車法第5条第2項は、鉄道事業者に対して地方公共団体が自転車駐車場を設置する際に協力義務があることを定めているが、同時にその但し書において、鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合にはその協力義務を解除している。この解除規定の存在は、自転車駐車場の設置を含めた放置自転車対策について、鉄道事業者にも社会的責務があることを示している。しかし、現実には区の放置自転車対策に依存しているのが実態であることから、区の要する費用の一部について鉄道事業者に負担を求めるこには、社会的な合理性があると考える。

なお、改正自転車法の公布に伴う運輸省鉄道局長の各旅客鉄道株式会社取締役社長宛の通達（平成6年6月10日）は、「（改正自転車法は）鉄道事業者が……地方公共団体および道路管理者との適切な連携のもとで放置自転車問題の解決に自らも主体的に取り組むべき旨を明らかにしたものである。」と述べているところであるが、専門委員会としては、検討会議第一部会における豊島区の説明や鉄道事業者から同部会に提出された資料から、その後の約10年間における鉄道事業者の「主体的な取り組み」が充分であ

ったとは判断できない。

4. 課税の基本的な仕組み

豊島区の構想によれば、放置自転車等対策税の課税標準は放置自転車の撤去台数および自転車駐車場利用台数それぞれの各駅合計であり、複数の鉄道事業者が存在する駅については、それらを乗車人員数で按分したものになっている。

また税率は、放置自転車の撤去台数については自転車放置者に求める撤去手数料と同額、自転車駐車場利用台数については使用料と同額である。

しかし、この構想の課税標準については、鉄道事業者を納税義務者とする本税に関しては、課税客体と課税標準との関係からみて不適切である。課税標準は課税客体を数量化したものであり、課税客体は納税義務者の何らかの活動や状態を示すものでなければならないからである。したがって、税率についても、豊島区の構想は修正されなければならない。

専門委員会は、前節で述べた課税の根拠から、各鉄道事業者の豊島区内における旅客輸送事業それ自体を課税客体とし、それを数量化したものとして豊島区内各駅における乗車人員数の合計を課税標準とすることが適切であると考える。

ただし、各鉄道事業者の課税標準の算定にあたっては、豊島区内の駅から直接乗車した人員を対象とすべきであり、他社線からの乗換え、自社線からの乗継ぎ客数は乗車人員数から控除すべきである。

税率については、専門委員会は、まず鉄道事業者に求める費用の総額を算定し、それを課税標準で除した値、すなわち乗換え・乗継ぎ客数を控除した乗車人員数一人当たり金額とすることが適切であると考える。

鉄道事業者に求める費用の総額は、2節で述べたことを前提に、自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を上回らないと同時に、費用総額から自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を控除した額(区の実質的負担額)の少なくとも2分の1以下とするという二つの条件を満たす必要があると考える。

なお、改正自転車法第5条第2項但し書と同様な趣旨から、鉄道事業者自

らが自転車駐車場を設置した場合等には、一定の減免措置を設けることが必要である。

徴収方法について豊島区は賦課徴収を構想していたが、課税標準が乗換え・乗継ぎ客数を控除した乗車人員数に変更する場合には、申告納付方式を採用することが適切である。

また、今後3年から5年の放置自転車対策を豊島区が定めることが放置自転車等対策税の課税の前提であるから、課税期間も3年から5年とすることが適切である。

5. 法定外目的税としての要件の充足

豊島区が法定外目的税を新設する場合には、地方税法第731条第2項により、国の同意が必要であるが、同法第733条は①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、②地方団体間における物の流通に重大な影響を与えること、③そのほか国の経済施策に照らして適当でないことのいずれかに該当する場合を除き、総務大臣は同意しなければならない旨を定めている。

専門委員会は、①放置自転車等対策税の課税標準は他の国税・地方税のそれとは同じくしていないこと、課税標準、税率から想定される各鉄道事業者の負担額はその事業規模からして著しく過重になることはない、②地方団体間における物の流通に重大な影響を与えることはない、③そのほかの国の経済施策に照らしても不適当ではない、と考える。

また、地方税法第733条に関しては、「国の同意の処理基準と留意事項」が各地方公共団体に総務省自治税務局長から通知されているが(平成14年5月7日)、そこでは法定外税を新設する場合に①地方税法上の非課税規定との関係、②税以外のより適切な政策手段の有無、③税源と財政需要の関係、④関係者への説明、⑤徴収方法・課税期間、⑥課税の公平・中立・簡素との関係について検討することが求められている。

このうち、①地方税法で鉄道事業者全体が非課税とされていることはない、③税源と財政需要の関係についてはすでに第1節、第3節で、⑤徴収方法・課税期間についても第4節で、それぞれ述べてあるので、以下では②税以外

のより適切な政策手段の有無、④関係者への説明、⑥課税の公平・中立・簡素」との関係について述べることとする。

まず「税以外のより適切な政策手段の有無」についてであるが、放置自転車等対策税の目的を「放置自転車そのものの減少を目指す」という点にも求めるとこの点は重要な論点になりうるが、放置自転車等対策税は「放置自転車等の対策に要する費用の一部を、大量駐車需要の発生施設を抱える鉄道事業者に求める」ことを目的としているので、「税以外のより適切な政策手段」はないと考える。

次に「関係者への説明」であるが、検討部会には豊島区内の各鉄道事業者代表が委員として加わり、放置自転車等対策税に関する豊島区の構想検討に参加しているので、「関係者への説明」は充分に行われたと考える。

放置自転車等対策税と「課税の公平・中立・簡素との関係」について専門委員会は次のように考える。

「課税の公平」を考えるには、普通、能力に応じた課税であるかどうか、受益に応じた課税であるかどうかという二つの基準があるが、第一の基準は所得等の同一の基準に照らしてみたときに納税義務者間や担税者間で公平であるか否かを考える基準であるので、放置自転車等対策税の場合にこの基準を用いることは必ずしも適切でない。

また、鉄道事業者には、3節で述べたとおり改正自転車法第5条により自転車駐車場の設置を含む駅周辺の放置自転車対策に一定の協力をしなければならない社会的責務があることに鑑みると、鉄道事業者はこれまで豊島区が実施してきた様々な放置自転車対策によって、少なからず受益を得てきたし、今後とも同様であると考える。

「中立」について専門委員会は、各鉄道事業者の本税負担額が著しく過重なものではなく、放置自転車等対策税が鉄道事業者の旅客輸送事業のありかたに大きな影響を及ぼすものではないと判断し、その意味で「中立」の要件は満たされていると考える。

「簡素」という要件も、第4節で述べた放置自転車等対策税の基本的な仕組みからみて、満たされていると考える。

III ワンルームマンション税

1. 「ワンルームマンション税」提起の背景

豊島区が「ワンルームマンション税」を提起した背景には、住宅ストックに占める単身世帯向けの狭小住戸集合住宅の比率が他の特別区等と比較しても極めて高く、住宅ストックのバランスが失われているため、バランスを早急に回復する必要がある、という認識がある。

住宅建築は基本的に市場経済の原則の下で行われているが、住宅とくに集合住宅は不動産として長期間にわたって地域の生活環境等に大きな影響を与えるものであるから、都市計画・環境政策等の見地から、公共部門の関与が認められている。

いわゆる近隣紛争やその他の問題の発生により、ワンルームマンションの増大を抑制しようとする政策は、他の特別区においても展開されている。したがって、主たる理由は異なるとはいえ、ワンルームマンションの増大を抑制しようとする豊島区の方針は、他団体と比較して特異なものではない。むしろその特徴は、直接的な規制ではなく、課税を政策手段にしようとしている点である。

2. 区が提起した「ワンルームマンション税」構想について

豊島区が提起した「ワンルームマンション税」は、新たに建築される「狭あいなワンルームマンション」すなわち「地階を除く階数が3以上であつて、1戸当たりの床面積が25平方メートル以下の住戸数が15戸以上、かつ総戸数の3分の1以上である中高層集合住宅」に対して、建築時に1回限り、1戸当たり50万円程度を賦課する、というものである。また、その税収は「ファミリー世帯用住宅の増加をはかる『インセンティブ』の財源」に充てられることとされ、この税は法定外目的税とされた。

しかし、同じく住宅ストックのバランス是正という政策課題の枠内にあるとしても、ワンルームマンションから得た財源をファミリー世帯用住宅の誘導策に充てる場合、誘導対象とその財源調達先が異なるので、産業廃棄物税

等にみられる通常の原因者負担としての目的税とは異なる。

豊島区が行うファミリー世帯用住宅誘導策の必要性について本検討会議では必ずしも見解が一致していないが、少なくとも区がファミリー世帯用住宅誘導事業を進める場合、その財源は原則として一般財源（普通税など）に求めるべきである。したがって、この税を法定外目的税として構成することは適当でない、と専門委員会は判断する。

3. 狹小住戸集合住宅の増加抑制手段としての規制と課税

(1) 規制的な政策手段について

狭小住戸集合住宅の増加を抑制する手段のうち、規制的な政策手段としては、①地区計画における住戸面積の最低限度設定もしくはファミリー世帯用住宅付置義務付け、②「開発協力金」の納付要請、③住戸面積の行政指導、④ファミリー世帯用住宅付置の行政指導等がある。

ただし、地区計画は基本的には区域を限って部分的に適用されるものであり、また建築基準法上適法な住宅のうち特定のタイプのものの建築を長期間にわたって禁止する極めて厳しい政策手段である。また、地区計画において各住戸の面積を規制しうるかどうかについては議論の余地がある。さらに、現在よりも行政指導の範囲を拡大した場合、その有効性には疑問がある。

(2) 法定外普通税を利用した抑制

これに対して、狭小住戸を作り出す集合住宅の建築に課税を行って抑制をはかるという経済的手法は、建築を全面的に禁止するものではなく、また建築主における工夫の余地を残すものであり、さらに事情の変化に応じて政策を変更しうるという特徴を有する。

なお、抑制のための課税は本来課徴金であるとの考え方もあるが、日本においてはこれまで税と課徴金、負担金等とが必ずしも明確に区別されてこなかった。従来、宅地の供給促進と並んで地価の抑制を主たる目的として特別土地保有税が市町村の法定普通税として課税されてきた例もあり、また二酸化炭素の排出抑制をめざす炭素税という形で環境税が構想されている。

このような状況から見て、収入確保という性格を備える限り、特定行為の抑制を目的とする税の創設は許されるものと判断される。

そこで、主要な固定資産課税に関する法定税の課税権を有しない特別区が、狭小住戸集合住宅の建設に対して法定外普通税を課すことは、既存の法定税と課税標準を同じくせず、かつ建築を全面的に禁止するような効果を持つ過度の高税率でない限り認められると考えられる。

(3) まとめ

住宅建築に関する政策は、市場経済の原則を尊重しつつも、都市計画・環境政策等の見地から、それぞれの地域の事情に基づいて決定される。したがって、住宅建築を市場経済の動向に委ねるという政策もありうるが、豊島区が全区的な住宅ストックのバランス是正という目的を実現するために狭小住戸集合住宅の建築を抑制することも、政策としてありうるものである。

もし狭小住戸集合住宅の建築を抑制とした場合、規制という行政的手法をとるか、課税という経済的手法をとるかは、地域事情等に基づく区の判断による政策選択に属する事柄であり、法定外普通税という手段も一つの選択肢として認められる、と専門委員会は判断する。

そこで、以下、豊島区が狭小住戸集合住宅の建築抑制のために法定外普通税を創設する政策を選択したと仮定して、その課税内容について検討する。

4. 課税の内容について

(1) 課税客体

狭小住戸集合住宅の建築を抑制するための法定外普通税であるから、その課税客体は、そのような住宅を建築する行為である。

豊島区の構想では「地階を除く階数が3以上であって、1戸当たりの床面積が25平方メートル以下の住戸数が15戸以上、かつ総戸数の3分の1以上である中高層集合住宅」が課税の対象とされていた。

しかし、狭小住戸集合住宅の建築を抑制する手段として課税を行うとすれば、その対象を拡大すべきである。課税客体を考える場合、建築物の階数を

問う必要はない。国の住宅建設五箇年計画が定める2人世帯の「最低居住水準」(29平方メートル)、その他の事情を勘案して、一定基準に満たない住戸を建築(新築または増築)する行為を課税客体とすべきである。

したがって、この税については、「ワンルームマンション税」という名称ではなく、より適切な名称を考えるべきである。

(2) 課税標準

課税標準は、上記の住宅建築における住戸数とする。

(3) 納税義務者と納付期限

納税義務者は、上記の住宅建築における建築主とする。

ここで、建築主とは、家屋に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

納税義務の確定方式については、①建築主が建築工事に着工した日から一定期間のうちに、この税を区に対して申告納付する方式(申告納付)、あるいは②区が建築の着工を確認した場合に速やかに納税通知書を建築主に交付する方式(賦課徴収)が考えられる。

(4) 税率

税率は、建築の抑制をめざす程度に応じて区が政策的に判断すべきであるが、専門委員会においては豊島区の構想にあった「1戸あたり50万円」を前提として議論が進められ、その際その税率に対する大きな異議もしくは代替案の提示はみられなかった。

(5) 非課税と減免・還付

この税は、もっぱら単身世帯の用に供される住宅の建築には、その階数等を問わず、原則として課税するものである。

ただし、住宅ストックのアンバランスにほとんど影響を与えないようなごく小規模な集合住宅、老朽化した民営借家の一定の基準に沿った建て替え、福祉目的住宅(高齢者、障害者等に対する配慮を行っている住宅等)等に限っては、非課税または免税の措置の対象とするのが適当であり、具体的な基

準は区が政策的に判断すべきである。

また、建築工事の着工後、工事の取りやめもしくは建築内容の変更により、実際には狭小住戸が作られなかつた、もしくは計画時より減少した場合、税額の減免もしくは税の還付を行う仕組みを設けるべきである。

5. 国の同意要件との関係

(1) 「処理基準」について

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(平成14年5月7日、総務省自治税務局長通知)に示された「処理基準」として、①「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること」、②「地方団体間ににおける物の流通に重大な障害を与えること」、③「①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」のいずれかの事由がある場合を除き、国は同意することとされている。

①「国税又は他の地方税」との重複については、建築主に対する課税が家主に転嫁されなければ問題はない。また、転嫁が一部生じると考えても、固定資産税等と相まって負担の程度が著しく過重になるような高税率を設定しない限り、建築禁止のような効果は生じないと考えられる。

②「物の流通に重大な障害を与えること」を不同意要件としているのは、地域間の物流に対する内国関税的な重い課税を認めない趣旨である。この税は不動産に関する課税であり、物流とは性質を異にするので、不同意要件には当たらない。

③「国の経済施策」との関係については、全国一律の建築法制のもとで住宅ストックのバランスが失われている以上、地域特有の課題については区が独自の施策をもって対処することが容認されると考えられる。また、住宅政策は「地域密着型」の政策であり、住宅ストックに占める狭小住戸の比率が非常に高いという状況を是正することは国の住宅政策に照らして適当でないとはいえない。

(2) 「留意事項」について

さらに、総務省通知の「留意事項」のなかには、「課税の公平・中立・簡素」という一般原則との関係を十分検討することが望ましいと記されている。

①狭小住戸集合住宅の建築抑制を目的とする税の場合、通常の税と比較して「公平」を考慮する必要は小さいともいえる。ただし、「公平」を応能原則のことであると考えた場合、建築主等には一定の担税力があることが推定される。

なお、「公平」が応益原則だと考えた場合、狭小住戸集合住宅はその急増につれて住宅ストックのバランスを失わせつつ、建築主等に利益をもたらしているので、区民に発生したコストをある程度取り戻すには建築主に対する課税が許されると判断される。

②「中立」は、課税による経済活動への影響をできるだけ小さくするという原則である。しかし、この税は特定の行為の抑制を主たる目的とする税なので、建築がある程度減少することが想定されている。

③狭小住戸の住戸数を課税標準とする場合、「簡素」の原則は満たされると判断される。

④なお、「留意事項」においては、地方税法上の非課税規定との関係、税以外のより適切な政策手段の有無、税源と財政需要の有無、関係者への説明、徴収方法、課税期間等についても、十分検討することが望ましいとされている。これらについて本検討会議は、利害関係者も含めて、公開の場で約1年半、慎重な検討を尽くしてきた。したがって、関係者間で見解の相違する点も含めて、区に対して十分な判断材料を提供することができた、と専門委員会は判断する。

委 員 意 見 書

放置自転車等対策税関係

「豊島区の法定外税に関する報告書(案)」に対する意見；
(鉄道事業者委員連名)

深澤 委員
古澤 委員
黒 委員
栗林 委員
齊藤 委員

豊島区の法定外税に関する報告書(案)に係る意見について；堤 委員

豊島区放置自転車等対策税の導入について；坂井 委員

放置自転車等対策税に関する意見書；(区民代表委員連名)

平山 委員
斎木 委員
柳田 委員

ワンルームマンション税関係

「豊島区の法定外税に関する報告書(案)」について；西田 委員

豊島区法定外税に関する報告書(案)に対する意見書；織本 委員

豊島区法定外税に関する報告書(案)に対する意見書；梶田 委員

豊島区の法定外税に関する報告書(案)に対する意見；
(区民代表委員連名)

岩原 委員
佐藤 委員
松浦 委員

「豊島区の法定外税に関する報告書（案）」

に対する意見

平成15年9月18日

東日本旅客鉄道株式会社

東武鉄道株式会社

西武鉄道株式会社

帝都高速度交通営団

東京都交通局

鉄道事業者としての豊島区の新税構想に関する考えは、平成15年2月14日付「豊島区新税構想に対する意見」（以下「新税構想に対する意見」とする。）に示したとおりだが、今回「豊島区の法定外税に関する報告書（案）」（以下「報告書」とする。）に関して意見を求められたので、鉄道事業者としての考え方を以下のとおりあらためて記すこととする。

1 鉄道事業者を納稅義務者とすることの違法性について

鉄道事業者5社は、鉄道事業者に対して費用の負担を強いる本条例案は違法といわざるをえない。

その理由は、別紙の西迪雄弁護士の東日本旅客鉄道株式会社社長宛て平成15年9月12日付「意見書」にあるとおりである。なお、これは、鉄道事業者5社の統一見解である。

2 「報告書」のその他の問題点

① 平成14年5月7日付の総務省自治税務局長名の通知（以下「自治税務局長通知」とする。）によれば、地方自治体が法定外税を創設する際には納稅義務者への十分な説明等の適正な手続が必要とされている。また、豊島区法定外税検討会議の基本的な姿勢は「さまざまな利害関係者の代表が一堂に会して自由に意見を述べあって、より大局的見地から真摯に問題解決につとめようとしていること」（「報告書」4頁）のはずである。この点に関し、「報告書」では「検討部会には豊島区内の各鉄道事業者代表が委員として加わり、放置自転車等対策税に関する豊島区の構想検討に参加しているので、『関係者への説明』は充分に行われたと考える」（「報告書」10頁）としているが、これは、「委員として参加すること」と、「説明を受けること」という別個の手続きを混同しているといわざるをえない。鉄道事業者は、「報告書」について何ら説明を受けておらず、また、「新税構想に対する意見」で鉄道事業者が主張する新税の違法性に対し、「報告書」では何らの検討結果も記載されていない。これでは、納稅義務者となる鉄道事業者に対して十分な説明のないままに課税することとなり、鉄道事業者として到底納得できるものではない。

② また、「自治税務局長通知」では「税以外により適切な手段がない

かなどについて十分な検討が行われること」を必要としている。この点について、「報告書」では「『はじめに税ありき』によって解決されるべき性質のものではない」（「報告書」4頁）と前置きしている一方で、新税導入の目的を「『放置自転車等の対策に要する費用の一部を、大量駐車需要の発生施設を抱える鉄道事業者に求める』ことを目的としているので、『税以外のより適切な政策手段』はないと考える」（「報告書」10頁）としている。これは大きな論理的矛盾であり、放置自転車そのものの減少を目的としないとして、他の政策手段の検討を放棄するなど、そもそも専門委員会での検討は「はじめに税ありき」であることを示しているのである。

こうした①、②の問題点からみて、専門委員会における新税構想の検討内容は不十分であると言わざるを得ず、また、検討時間も絶対的に不足しており、およそ法定外税新設のために必要な適正な手続きという要件を充足しているとは到底言ふことができない。

- ③ 運輸省鉄道局長通達（平成6年6月10日）以降10年間における「鉄道事業者の『主体的な取り組み』が充分であったとは判断できない」（「報告書」7頁）とされているが、鉄道事業者全体でみれば、平成14年9月24日に開催された豊島区法定外税検討会議第一部会第2回で各鉄道事業者が提出した資料にあるとおり、鉄道事業者は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下「自転車法」とする。）の趣旨に基づき取り組みを進めできている。

豊島区内においては、前記の運輸省鉄道局長通達が出される前後を通じ、例えば、池袋駅付近においては東武鉄道㈱と東日本旅客鉄道㈱の関連会社が共同で附置義務を超える規模の自転車等駐車場を設置し、大塚駅付近においては東日本旅客鉄道㈱が豊島区に対し新たに用地を無償で貸付け、椎名町駅、東長崎駅においては西武鉄道㈱が自転車等駐車場3箇所、レンタサイクル1箇所を経営、巣鴨駅付近では東京都交通局が用地を低廉で貸付けるなどをしてきている。専門委員会は主体的な取り組みが充分ではなかったから課税の根拠があると考えているようであるが、どの程度ならば「充分であった」と判断するのかについての基準を明らかにすべきである。

④ 各鉄道事業者の負担額はその事業規模からして著しく過重になることはないので、国の同意要件（地方税法第733条）に反するものではないとし（「報告書」9頁）、また、「自治税務局長通知」では課税の公平・中立・簡素との関係について検討することが求められているところ、「中立」については、新税負担額が著しく過重なものではないのでその要件は満たされている（「報告書」10頁）としている。

しかしながら、豊島区が新税導入を強行すれば他の地方自治体でも同様の課税を実施する可能性が高いことは容易に想像でき、鉄道事業者の負担額は、「報告書」で想定するような軽微なものでは収まらず、旅客輸送事業に大きな影響を及ぼすものとなる可能性がある。専門委員会はこのような可能性をどう考えるのか明らかにする責任がある。

⑤ 「報告書」では、自転車を駅周辺に放置する者および自転車駐車場利用者のそれぞれ約70%が鉄道利用者であることを根拠として鉄道事業者に費用を分担させることを合理的としている（「報告書」7頁）。しかし、鉄道利用者の最終目的地は別にあり、駅は通過点にすぎない。また、区の調査によっても、鉄道利用者以外の自転車放置者や自転車駐車場利用者が存在することは明らかである。そもそも、自転車駐車場の整備の責任は、「自転車法」でも規定されているとおり地方自治体や道路管理者にある。こうした様々な事実を鑑みれば、鉄道事業者を狙い撃ちにする新税が公平性に反するのは明白であり、なぜ合理的なのかその理由を示すべきである。

3 放置自転車問題の解決にむけて

豊島区は、新税を導入することで、放置自転車対策に役立てている。しかし、新税を導入しても、新たに有効な放置自転車対策を実施しない限り、費用が税として鉄道事業者に肩代わりされるだけで、放置自転車の状況は何ら改善しない。豊島区が優先すべき政策課題は、放置自転車問題の解決に効果をあげている他の地方自治体の例も参考にしながら、真に有効な放置自転車対策を立案し実施することである。

平成15年9月12日

東日本旅客鉄道株式会社

社長 大塚 陸毅 殿

西 総合法律事務所
弁護士 西 達



意見書

豊島区法定外税検討会議専門委員会の「豊島区の法定外税に関する報告書（原案）」（以下「報告書」という。）中、「II 放置自転車等対策税」については、以下のとおり考える。

小職は、すでに、豊島区法定外税検討会議に提示された「放置自転車等対策税（仮称）」の適否につき、平成15年2月3日付意見書（以下「意見書」という。）を提出したが、今般さらに同会議専門委員会により作成された報告書につき意見を求められた。しかしながら、報告書中放置自転車等対策税に係る部分は、上記「放置自転車等対策税（仮称）」と発想の基礎を同じくするものであり、しかも意見書において指摘した疑問点はなんら解明されていないから、同報告書に対する意見としては、意見書を援用すれば足りるが、念のため、専門委員会における討議も参照し、条例の適法性に係る問題を中心に、以下のとおり意見を述べる。

1 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」
(以下「自転車法」という。) の適用について。

専門委員会が提案する新税は、適法な条例の成立をまってはじめて可能となることはいうまでもないが、その際、当該条例(以下「本件条例」という。)は、地方税法733条の要件を充足すべきことはもとより、上位規範たる関係法律の規定に抵触しないことは、法理上当然の要請である。

ところで、本件において考慮されるべき上位規範が自転車法であること及びその内容とくに鉄道事業者の責任が「協力義務」の範囲にとどまり強制しうるものでないことは、意見書において指摘したとおりであり、専門委員会においても、この基本論を否定しえないにかかわらず、報告書においては、自転車法5条2項ただし書に特段の意味があるかのようにいい、この規定を論拠として、「自転車駐車場の設置を含めた放置自転車対策について、鉄道事業者にも社会的責務があることを示している」とし、「区の要する費用の一部について鉄道事業者に負担を求める場合には、社会的な合理性がある」などという。

しかしながら、そもそも、ただし書は、本文を前提として規定されるものであるから、その解釈いかんによって、本文における「協力義務」の限界が失われるものではないし、また、「社会的責務」といってみても、それ自体特段の意味ないし効果を有するものではなく、ましてや、強制徴収を可能とする新鋭案の条例化を正当化する法的論拠とはなりえない。

むしろ、自転車法は、鉄道事業者に「社会的責務」を認め、また「社会的な合理性」を考慮するからこそ、社会的利益を衡量して、自転車等駐車場設置等同法が明文で定める「協力義務」の範囲において、鉄道事業者に対し、責任を課していることは明らかであって、このような基本的限界を無視し、特段の規定がないままに、費用徴収の方法によれば、鉄道事業者に経済的負担を課税として強制し

うるなどという解釈をとる余地はないのである。

要するに、自転車法が本件条例の上位規範となることを否定しえない以上、鉄道事業者に対し、本件条例により費用の負担を強制することは、違法といわざるをえない。

2 憲法上要請される課税原則、とくに応益原則について。

本件条例が適法に成立するためには、「受益」と「負担」との関係が明確にさるべきであることは、すでに意見書において指摘したところであるが、報告書においても、「受益」要件の必要性は認めながら、なお鉄道事業者の受益に係る点が明確にされていない。

すなわち、従前の検討会においては、鉄道事業者が放置自転車等利用者によって巨額の利益を取得するかのように論じられ、これが受益の中心とも解されたが、報告書においては、それに代わって、鉄道事業者が駅周辺の放置自転車等対策に「一定の協力をしなければならない社会的責務があることに鑑みると、鉄道事業者はこれまで豊島区が実施してきた様々な放置自転車対策によって少なからず受益を得てきたし、今後とも同様であると考える」などといって、「受益」の存在を肯定する。

しかしながら、ここで「少なからず受益」といわれることは、法定外目的税の適法要件たる応益原則に係る「受益」たるに価しない。なぜならば、駅周辺道路、公衆が利用する駅前広場等の環境を良好に保全する責任が関係自治体にあることはいうまでもなく（鉄道事業者が放置自転車等の強制撤去権限を有しないことはいうまでもない。）、鉄道事業者といえども、自治体の一員として、一般人と同様に行政施策の効果を享有しうることは当然であり、「社会的責務」があるからといってこれが否定される筋合いにはない（委員会における区関係者の「ただ乗

り発言も同様の誤りを含んでいる。)。

むしろ、「社会的責務」については、自転車法は、すでにふれたとおり、その存在を前提として、鉄道事業者に「協力義務」を認めその範囲において責任を課していると解しうるのであって、「社会的責務があることに鑑み」「少なからず受益」があるなどということは、応益原則に係る鉄道事業者の「受益」としておよそ合理的説明ないし論証たりえない。

要するに、本件条例は、法定外目的税制定の要件たる応益原則に反するものとして、違法といわざるをえない。

3 結 論

以上のとおりであるから、すでに意見書において指摘したところと同じく、かりに報告書にそって新鋭が条例化された場合には、訴訟上、当該条例の適法性を争いうると考える。

(委 員)

東日本旅客鉄道株式会社
総合企画本部投資計画部長 深澤 祐二

東武鉄道株式会社
鉄道事業本部計画管理部長 古澤 廣道

西武鉄道株式会社
管理本部取締役企画部長 黒川 雅昭

帝都高速度交通営団
経理部長 栗林 伸一

東京都交通局
経営企画室長 齊藤 春雄

平成15年9月10日

豊島区法定外税検討会議

会長 中村芳昭殿

第一部会委員 堤 良三

豊島区の法定外税に関する報告書（案）に係る意見について

標記のうち「II 放置自転車等対策税」に係る部分について、下記のとおり私見を申し述べますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願ひいたします。

記

1. 課税標準について

報告書（案）の8ページ「4. 課税の基本的な仕組み」において、放置自転車撤去台数や自転車駐車場利用台数を課税標準とする豊島区の構想を否定し、駅の乗車人員数の合計を課税標準とすべきとしておりますが、これについて少しく疑問をもつものであります。

課税客体は納税者の何らかの活動や状態を示すものでなければならないのが通常「税」を構成するための原則であるとしても、放置自転車と鉄道駅の乗車人員との何らかの関係を説明する上では、誤解を招く恐れもあるものと思われます。一般的には、駅に集散する自転車は、駅の乗車人員数に必ずしも比例することは限らず、駅周辺の地形、住居地の配置展開や通勤通学人口、道路整備の状況、道路混雑の状況、路線バスの運行経路や頻度等々によって、また気象条件によっても変わるものと思われます。よって豊島区内における各鉄道事業者の活動の規模ということで単純に駅の乗車人員数を課税標準とすることが果たして合理的であるのかどうか、この点について十分に理解が得られるようにすべきであると考えます。

2. 鉄道事業者に求める費用総額の上限について

報告書（案）によれば、課税の前提として（6ページ11行～）「第二は、豊島区はこれまで自転車放置者からはその撤去・保管手数料を、自転車駐車場利用者からは使用料を徴収してきたところであるが、こうした施策の第一の受益者は自転車の利用者であるから、その者からの費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の2分の1前後の額になるよう改めることである。」とし、それを前提に（8ページ24行～）「鉄道事業者に求める費用の総額は、2節で述べたことを前提に、自転車放置者および自転車駐輪場利用者の負担総額を上回らないと同時に、費用総額から自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を控除した額（区の実質的負担額）の少なくとも2分の1以下とするという二つの条件を満たす必要があると考える。」と結論付けております。

しかし、先の条件に従えば、自転車放置者と自転車駐車場利用者（以下「自転車利用者」と略称）が支払う撤去保管手数料と自転車駐車場使用料の合計に、鉄道事業者が支払う納税額が及ばない場合はあり得るということになります。

このことは自転車利用者から見れば釈然としないところではないでしょうか。

私はこの際、「自転車利用者と鉄道事業者の両者が同額を負担し合う」という基本原則をたてるべきだと思います。

そして勿論、鉄道事業者が自転車駐車場を自ら建設するような場合には、減額または還元措置をとるべきことと思います。

3. その他

最後に、報告書（案）が触れていない問題でたいへん恐縮ですが、この機会に一言申し上げたいことがあります。

それは、放置自転車対策費の事業コストの削減について、区は極力努力しておられることは思いますが、なお一段の努力をされるよう望みます。

たとえば、撤去作業にともなう人件費、車両費等にコスト削減の余地が無いかどうか再検討をしていただきたい。委託業者の選定は入札制かどうか知りませんが、指名制であれば入札制にすべきだし、または区民からアイデアを募集する等に、それらの成果を区民に公表することにしては如何でしょうか。

また、返還業務についても、保管期間の40日は長すぎるのではないか、処分自転車の対価にも関係することであり、再検討の余地がないのかどうか。

これらのことは、この委員会の検討外の事項かも知れませんが、新たに課税する場合の納税者への心配りをと考えて、敢えて申し添えました。

以上

平成15年9月17日

豊島区法定外税検討会議
会長 中村芳昭様

豊島区法定外税検討会議
委員 坂井保義
(全国自転車問題自治体連絡協議会)

豊島区放置自転車等対策税の導入について

私ども全国自転車問題自治体連絡会（以下、「全自連」という。）は、放置自転車問題がなかなか解決されずに今日に至っている最大の要因は、自転車に係わる法体系が十分に整理されないまま、市区町村の事務とされてきたところにあることを主張してきました。

さらに、国や都道府県、さらには鉄道事業者といった社会的責任を負う事業者などとの役割分担が不明確であったばかりでなく、交通体系における自転車そのものの定義が不明瞭であることから生じている問題であることを強く訴えてきました。

各自治体は、放置自転車問題の解消に向けて、様々な取組みをしていますが、未だその抜本的な解消には至っていません。

放置自転車問題の解消は、自転車利用者のモラルに一義的な問題がありますが、それを訴えるだけでは解決が図れません。駅周辺の利用環境を良好にするためにも、第一に、自転車の駐車場所を確保することが不可欠です。各自治体も自転車駐車場の整備に努力をしていますが、用地の取得の困難性や負担が過大になっていることから整備が駐車需要に対応しきれないのが現状です。

特に、自転車駐車場が不足しているといった状況は、豊島区だけの固有な状況ではなく、全国の自治体が抱えている問題であることから、全自連としては、鉄道事業者に対して自転車駐車場の整備、あるいは用地の提供を求めているところです。

改正自転車法第5条第2項に『自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない』との規定があります。しかし、独自の調査等によれば、全国的にみても、鉄道事業者の協力や主体的な取組みが十分に得られていない状況にあります。

全自連は、放置自転車問題の大きな要因として鉄道事業者の協力が十分でないこと、そもそも根本的な原因として自転車駐車場の付置義務が法的に鉄道事業者に課せられていなことを再三再四訴えてきました。

本報告書やこれまでの審議過程の中で、豊島区において鉄道事業者の協力や主体的な取り組みが十分でなかったことが明らかになりました。私どもは、主張の正当性を改めて再確認するとともに、この状況は氷山の一角にすぎないと考えています。

次に、「区の放置自転車対策に要する費用の一部について、鉄道事業者に負担を求める、豊島区の要する費用全体を自転車放置者・駐車場利用者、区民および鉄道事業者で分かちあうことは社会的に合理的である」と専門委員会が判断しました。

全自連としては、あくまで鉄道事業者に自転車駐車場の付置義務を法的に課すことを訴えておりますが、鉄道事業者の社会的責任を「責務に応じた費用負担」という形で具現化できることに、現状からの一步前進という意味で大いに評価したいと考えています。

今回、検討してきた放置自転車等対策税を導入するにあたっては、二つの条件が附加されました。「今後3年から5年にわたって自転車駐車場の建設等および放置自転車の撤去・保管・処分をどのように充実しようとしているかについて、具体的方策やそのために必要になる費用を区民に示すこと」と「自転車利用者からの費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の少なくとも二分の一に相当する額になるように改めること」の二条件です。

最初の条件について、改正自転車法にある「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定をはじめとしたビジョンを区民に示すことは、今後の経費を、自転車利用者、区民、鉄道事業者等がどのように分担していくのか、を考えるためのインセンティブを区民に与えることになります。区民の中には、放置自転車対策にどれだけの経費がかかり、誰が負担しているか、認識している人は多くないと思われます。その負担者や負担額を明らかにすることで、区民相互に放置自転車の抑止意識が醸成されることを期待して、全自連としては、この条件は止むを得ないものと考えています。

次の条件については、受益者負担、原因者（誘因者）負担の視点から、自転車利用者、区民、鉄道事業者の責務の軽重を考慮すれば、全自連としては、当然のものと受け止めています。

このように二つの条件が附加されたものの、専門委員会において、本税を課税すべきであるという結論に達したことは、全自連としても、基本的にこれまでの主張と一致するところであり、一步前進させるための有効な手段であると考えています。

また、本報告書では、放置自転車対策としては、「税ありき」といった問題ではなく、鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合に、一定の減免措置を設ける必要を述べています。全自連はあくまで法的義務を訴えておりますが、現実問題として確保が困難な状況にあることに鑑みるならば、政策判断として、税あるいは負担金などという形を選択できるという判断に大きな賞賛を与えるものです。

最後に、この税の導入によって、鉄道事業者の社会的責任がより明確になり、鉄道事業者による自転車駐車場の整備を促す契機となることを、全自連は大いに期待しています。

平成15年9月18日

豊島区法定外税検討会議

会長 中村 芳昭 殿

区民代表委員 平山 平

区民代表委員 斎木 勝好

区民代表委員 柳田 好史

放置自転車等対策税に関する意見書（区民代表委員統一意見）

本意見書は、放置自転車対策税に関し第一部会区民代表委員三名の意見を集約し、以下の通り提出させて頂きますので、宜しくご査収方お願い致します。

記

1. 結論

豊島区法定外税検討会議専門委員会作成「豊島区法定外税に関する報告書(案)・放置自転車対策税」につきまして、これまでの検討会議の検討経緯を踏まえ、我々は豊島区民の代表として若干の追加提案事項を要望するとともに、当該報告書を支持致します。

2. 鉄道事業者への提言

本会議における鉄道事業者の主張及びその姿勢については、我々区民代表が期待していたものとは逆に誠に遺憾な内容のものでした。本来、日本の企業をリードする立場にある各鉄道会社の方々が、地域を構成する一員としての自覚どころか、企業としての社会的責任を回避する以下のような態度に終始し続けたことは、本当に残念で仕方ありません。

- * 当初より課税は違法であると頑なに主張し続け、一切応ずる姿勢を見せなかつたのは地域住民の代表である我々に、将来的な不安と不信感を与えたこと。
- * 街づくりや駅前放置自転車の対策は、行政や地元住人の責任として行うものであり鉄道事業者が積極的に関与する問題ではないと主張し続けたこと。
- * 我々区民代表からの提案を受け、第四回協議会に提出された「今後の鉄道事業者としての協力について」に記載された内容は、到底納得の行くものではなかつたこと。
(なお、これらの点については平成15年3月4日付「放置自転車対策税に関する意見書(区民代表統一意見書)」として部会で提出いたしました。)

これらの経緯も踏まえ、我々区民代表としては再度鉄道事業者に対して、以下のとおり、責任ある企業として最低限対処されることを強く希望いたします。

- ① 地域住民、行政担当者と共に、日頃の駅前放置自転車対策活動に積極的に取り組み協働することとされたい。
- ② 地域構成員の一人として、行政、地域住民と駅前放置自転車問題に就いて真摯な協

力姿勢を前提に協議の場に着くこととされたい。

- ③ 駅前自転車駐車場への転用を前提として、鉄道事業者所有地を広狭に係わらず、再度入念に調査検証し豊島区宛提示されたい。
- ④ 専門委員会作成の報告書を基本に今後豊島区から正式に提示することが予想される放置自転車対策税について、鉄道事業者として真摯な姿勢で前向きに対応することとされたい。

なお、当初より、我々区民代表は鉄道事業者に対して本件の問題解決の手法を「課税」以外の手法にて解決すべきであることを示唆し、課税以外の協力手段の自主的提示を再三再四に渡り求めましたが、具体的な解決案が何ら示されなかつたことは誠に残念であり、落胆せざるを得なかつたことも敢えて付言するものです。

3. 豊島区行政への提言

駅前放置自転車問題における鉄道事業者の協力姿勢を「法定外目的税」という手法にて納得感ある集結を導くためには、行政としての後の対策に関する積極的且つ責任感溢れる対応姿勢が必要不可欠と言えます。

本検討会議専門委員会の「報告書(案)」とこれまでの経緯を踏まえ、我々区民代表は豊島区行政に対して、以下の事項について強く要望いたします。

- ① 地域住民、行政、鉄道事業者の三者が胸襟を開き、駅前放置自転車問題の具体的対応策を真剣に協議する場を積極的に設定されたい。
(税という形の金銭支払いのみで本件を完全決着としてしまうだけでは、将来的な発展は望めないと思います。)
- ② 現行の行政実施の放置自転車撤去、保管等の活動に掛かるコストの徹底した見直しを図ることとされたい。
(民間企業等第三者機関への業務委託も視野に入れて、改善をすべきです。)
- ③ 本件の直接起因者である自転車放置者へのより徹底した対応と、撤去活動の充実等の厳格な対応策を積極的に展開するとともに、適正駐輪の指導を行うこととされたい。
- ④ 課税の前提の第一として報告書(案)で掲げる様に、本件を充分に解決するための今後3~5年先を見据えた具体的方策とそのために必要なコストをより明確に我々区民のみならず鉄道事業者に対しても早急に提示することとされたい。

最後に、豊島区が提案の本法定外新税に関し、一年以上の長期に渡る討議と検討を経て本報告書(案)をおまとめいただきましたことにつきまして、中村会長、今井部会長ほか専門委員の各先生方に対しまして、豊島区の区民代表として厚く御礼を申し上げます。

以上

平成 15 年 9 月 18 日

豊島区法定外税検討会議第二部会委員
社団法人日本住宅建設産業協会
理事 西田 鐵男

「豊島区の法定外税に関する報告書(案)」について

[報告について]

1.当協会は意見書等で、豊島区のワンルームマンション税(仮称)案は法定外目的税としては妥当でないと主張してきたが、専門委員会報告書(案)においても「～したがって、この税を法定外目的税として構成することは適当でない、～」とされたことについては、当協会の主張が受け入れられたと判断することができ、一定の評価は出来ると思われる。

2.ただし、「このような状況から見て、収入確保という性格を備える限り、特定行為の抑制を目的とする税の創設は許されるものと判断される。そこで、主要な固定資産税に関する法定税の課税権を有しない特別区が、狭小集合住戸の建設に対して法定外普通税を課すことは、既存の法定税と課税標準を同じくせず、かつ建築を全面的に禁止するような効果を持つ過度の高税率でない限り認められると考えられる。」として、報告書(案)に記載されたことについては、下記の点から非常に問題があると思われる。

①本会議は、名称の示すとおり区が提案した法定外目的税としてのワンルームマンション税(仮称)導入の是非をめぐっての会議であり、過去開催された検討会議及び第二部会においても、法定外目的税としてのワンルームマンション税(仮称)導入の是非をめぐって議論してきたと認識している。

②当然、専門委員会としても法定外目的税としてのワンルームマンション税(仮称)導入の是非についてのみ議論することが前提であると思われ、仮に法定外普通税としてワンルームマンション税(仮称)導入の是非をめぐって議論が行なわれたとしても、それは過去開催された検討会議及び第二部会の議論の目的及び主旨である、法定外目的税としてのワンルームマンション税(仮称)導入の是非をめぐっての議論と異なるものであると思われる。

よって、報告書において「認められる」とするのはなお時期尚早であり、下記に述べるように、区として更に住宅政策・都市政策等あらゆる面から充分に検討を加え、慎重に対応すべき事項であると思われる。

[検討方法について]

1. 区の検討経緯は、区の税財源確保及び課税自主権の活用について研究する事を目的に、平成 12 年 5 月 29 日「豊島区区税調査研究会」(以下、「研究会」と言う。)が区職員を構成員として発足し、平成 13 年 12 月「豊島区区税調査研究会報告書(豊島区における法定外税の導入に向けて)」(以下、「報告書」と言う。)において、法定外目的税としての放置自転車税(仮称)及びワンルームマンション税(仮称)が提案されている。

2. 研究会では、(1)昼間流入人口(通勤者)、(2)来街者、(3)風俗産業、(4)放置自転車、(5)空き缶等ポイ捨て(自動販売機)、(6)ごみ排出抑制と資源リサイクルの推進、(7)狭隘道路整備の推進、(8)違反建築物の解消、(9)ワンルームマンション建築の抑制、(10)CATV による電波障害対策等の 10 項目について、豊島区として何らかの問題が発生していると認識し、その問題を解決すべく法定外目的税の導入の可能性について検討を行った。それにも関わらず、結果的には(4)放置自転車、(9)ワンルームマンション建築の抑制の 2 項目のみを、対象とすべきとしている。

3. 上記のことが示すように、報告書そのものは豊島区の住宅問題や都市問題を解決するために作られたものではなく、税源を確保するための手法を検討した報告書であると言うことが出来ると思われる。また、区としての多種多様な問題を抱えていると認識しているにも関わらず、結果的に 2 項目だけを法定外目的税導入の検討をすべきものとして言及しており、その検討方法については疑問を呈せざるをえない。

4. 今後区としては、区の現状に特定の問題があると考えている以上、平成 15 年 3 月に公表された「豊島区基本構想」に基づいて、改めて住宅政策・都市政策そのものを住宅審議会又は下部組織等で充分に議論した上で、住宅マスター・プラン等に区が考える住宅ストックのバランス、年齢別居住人口のバランス、ファミリー・単身者世帯のバランス等の数値を具体的に示し、その実施のための各種施策を検討していくべきではないかと思われる。

[事業実態からの疑問点等]

1. ゴミ問題については、どのような建築物において発生しているのか、建築物の規模はどの程度なのか、どのような管理体制となっているのか等を、区として個別具体的に把握して、その上で各種施策を考えるべきではないかと思われる。

例えば、管理人室を設置し管理人を置いている場合、ほとんどがゴミ置き場を設置しゴミを分別回収しており、問題があると言われているのは、規模の小さい建築物であると思われる。よって、全ての建築物を混同して議論を行なうのではなく、個々の事例を詳細に分析し、どの建築物がどのような点で問題になっているかを把握すべきではないかと思われる。

2. 区が、仮に単身者向け住戸に対して税の手法を採用し何らかの規制を行なった場合には、以下のような事態が想定され、結果的に区民、区、入居希望者、事業者にとって不利益が生じる事が考えられ、より一層問題の解決が難しくなるのではないかと懸念される。

①家賃に対してその費用が転嫁される可能性が高く、区の施策により区内居住希望の単身者に不利益が生じる可能性があると思われる。

②家賃が上昇した場合には、都心居住を希望する入居希望者は、自衛的に 1 部屋に複数で入居する可能性があると思われる。そのような事態となつた場合、入居者の把握もより難しくなるのではないかと思われる。

③単身者向け新築物件を規制しようとした場合、今後単身者は既存の古い賃貸物件にだけ住むべきであると、区が発信しているような誤解を与える可能性があると思われる。

3. 居住者の住民登録の問題については、狭小住戸の規制とは別問題であり、区として全ての住戸の居住者に対して、住民登録を依頼する施策は今後とも継続して続けていく必要があると思われる。

以上

平成15年9月18日

「豊島区法定外税に関する報告書（案）」に対する意見書

豊島区法定外税検討会議

会長 中村 芳昭 様

(社) 東京都建築士事務所協会 豊島支部長

豊島区法定外税検討会議委員 織本 真一郎

「ワンルームマンション税」の今回の報告書（案）に対し、以下の点を意見として提出致します。

①ワンルームマンションを抑制するのではなく、排除するものとなっている。

第二部会では、ワンルームマンションに対しての議論を開催してまいりましたが、「狭小住戸集合住宅」に対する議論は行っておりせんので、この報告書（案）で、狭小住戸集合住宅に課税するのは問題があると思われます。

ワンルームマンションは基本的に1人世帯であるのに対し、29m²以下の狭小住戸は2人世帯です。1人世帯の場合と2人世帯では、生活様式も異なるばかりでなく近隣住民との対応も異なってきます。

当初の議論であった、25m²以上のワンルームマンションの規模は

6畳程度の居室+収納+ミニキッチン+トイレ+洗面・脱衣室+浴室

という構成になり、比較的良好なワンルームマンションとなります。

25m²以下の狭小なワンルームマンションの場合では、

<トイレ+洗面・脱衣室+浴室> → <3点ユニット> となり、

6畳程度の居室+収納+ミニキッチン+3点ユニット で構成されます。

従って、25m²以下のワンルームマンションを抑制するのであれば、当初の

「地階を除く階数が3以上であって、1戸当たりの床面積が25平方メートル以下の住戸数が15戸以上、かつ総戸数の3分の1以上である中高層集合住宅」

という規制であれば、設計上のテクニックによって、これをクリアすることは可能であり、「抑制」に対して一定の効果が期待できました。

ところが、今回の（案）の29m²以下では、設計上のテクニックによってクリアすることは不可能となり、その結果として豊島区内のワンルームマンションを「抑制」するのできなく「排除」することとなってしまいます。

豊島区からワンルームマンションが「排除」されて、「健全な街づくりの誘導」となるのか疑問が

残ります。

②都市計画法による、用途地域を活用すべきである。

都市計画区域内には、都市計画法により住居系として以下の用途地域が定められており、

1. 第一種低層住居専用地域

低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

2. 第二種低層住居専用地域

主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

3. 第一種中高層住居専用地域

中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

4. 第二種中高層住居専用地域

主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

5. 第一種住居地域

住居の環境を保護するため定める地域

6. 第二種住居地域

主として住居の環境を保護するため定める地域

7. 準住居地域

道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した
住居の環境を保護するため定める地域

となっております。

豊島区では現在、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域のみが定められています。

また現在、豊島区都市計画審議会に於いて、この用途地域の見直しが行われております。

現在定められていない、第二種低層住居専用地域、準住居地域を定めることによって、きめ細かい指定がなされることになり、良好な街づくりが図れます。

その上で当初の豊島区の素案を採用し、その定める地域を、良好な住居の環境を保護するための「住居専用地域」内に於いてのみ規制するべきです。

規制を受ける地域としては、①第一種低層住居専用地域、②第二種低層住居専用地域、③第一種中高層住居専用地域、④第二種中高層住居専用地域 となります。

このことにより都市計画法の精神に基づく規制となり、良好な街づくりが図れると同時に、ワンルームマンションの抑制という効果も得られることになります。

平成15年9月13日

豊島区法定外税検討会議

中 村 芳 昭 会長様

梶 田 紘 利

「豊島区法定外税に関する報告書(案)」に対する意見書

私は報告書（案）に有る通り、ワンルームマンション税を課税すべきと考えますが、家主が一部に居住する建物と総戸数100以上のものは非課税でよいのではないかと思います。

[戸数10～30規模の分譲マンションが管理費が足りない為か、管理が行き届かないし、区分所有の家主も一番無責任だと感じます。]

以 上

豊島区法定外税検討会議
会長 中村芳昭 殿

豊島区の法定外税に関する報告書(案)に対する意見

標記の報告書(案)について、法定外税検討会議第二部会の区民代表委員3名の「ワンルームマンション税」に対する意見を集約しましたので提出いたします。

我々区民代表委員が持っている「ワンルームマンション」に対するイメージは、「住民がゴミ出しのマナーを守らない」、「生活騒音を出す」、「誰が住んでいるのかわからないのでコミュニケーションがとれない」等の、言わばソフト面で日常生活に影響を及ぼす建築物であるということでした。また、狭い土地に無理やり高い建物を建てて分譲するようなケースも多く、日照権をはじめとする様々な問題を起こしていることも事実です。ワンルームマンションは法に照らしても適正な建築物であることは理解していても、実際に建設されてしまうと、特に住宅街においては古くから住んでいる住民とのトラブルも起きているのが現状です。

検討会議の第二部会においては、豊島区以外の各区でのワンルームマンション規制策の資料が提示されました。各区がいろいろな手法でワンルームマンションの建設を規制しようとしているのは、程度の問題こそあれ「このままでは街がこわれてしまう」という声が住民の間で高いということではないでしょうか。これは豊島区でも同じことだと思います。

検討会議では事業者の委員の方によると、「現在建てられている分譲ワンルームは質もいいし、管理もきちんとしている」という意見がございましたが、一方で区の調査資料では、最近建ったワンルームマンションを購入した方がそのまま住んでいるケースは皆無に近く、その部屋を所有者から借りて実際に住んでいる人も住民登録しているのは全体で6割に満たないという結果でした。このことはつまり、残りの4割以上のワンルームの居住者にかかるゴミ処理費用をはじめとする経費などは区が負担しているということになりますし、地域の行事や住民同士のコミュニケーションを図るのも非常に難しい状況にあるということも言えるのではないでしょうか。

結論といたしまして、我々区民代表委員は、以下の点につき要望いたします。

- 1、ワンルームマンション税の導入に賛成いたします。ただし、報告書(案)の中にもありますように、住宅のバランスに影響のないような小さな規模のもの(大家さんがきちんと管理できるようなものとも推察できる)や、福祉目的のものまで課税することは望ましくありません。
- 2、第二部会では、ワンルームマンションの建築が可能な地域と、できない地域を分けるような意見が出されていましたが、このような政策についても今後検討してください。
- 3、さらに税とは別の意見になりますが、ワンルームマンションに対する次の件につき、区の指導強化を望みます。
 - ① ワンルームマンションの建築規制策や居住者に守ってもらう内容について区側の指導を強化していただきたい。例えば、他区が行っている規制策を検討したり、「住まい方のルール」「町会への加入を義務付ける」「住民登録を徹底させる」など、指導を強化して下さい。
 - ② 常駐管理人室のないワンルームマンションは、賃貸・分譲等に関わらず、常駐管理人室を設ける様に条例化をして下さい。
 - ③ 大家さんの常駐しない賃貸ワンルームマンション及び管理組合の責任者が住んでいない分譲のワンルームマンションは、外部委託の管理では細部まで目が届きません。ゴミ出しのルール、リサイクル品の分別等の無視や、地域住民とのコミュニケーションが出来ないなど、不安を与えてるので、不安解消のため大家さん及び管理組合などにきちんと責任を持たせる指導を強化して下さい。
 - ④ ワンルームマンションを建築する時には、将来ワンルームを2部屋以上くっつけてファミリータイプに変更できるような間取りを奨励することも検討してください。
 - ⑤ 新築ワンルームマンション以外にも、近隣紛争を未然に防ぐ指導の徹底をお願いします。

最後に、区民の生活と安全を守るという立場で、税に限らずあらゆる観点から、真に住み良い豊島区、住み続けたい豊島区となるよう、まちづくりをはじめとする住環境整備に豊島区が積極的に取り組んでいただくことを望む次第です。

平成15年9月16日

区民代表委員 岩原由紀子、佐藤智重、松浦純子

委員名簿・検討経過等

- 豊島区法定外税検討会議委員名簿（平成15年9月）
- 新税構想及び検討会議における検討の経緯
- 「豊島区法定外税検討会議」検討事項及び配付資料一覧
- 豊島区法定外税検討会議設置要綱（平成14年4月26日区長決裁）

豊島区法定外税検討会議委員名簿

平成15年9月

区分	氏名	現職等
学識経験者	会長 中村 芳昭	青山学院大学法学部教授
	副会長 岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
	第一部会長 今井 勝人	武蔵大学経済学部教授
	第二部会長 池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	内山 忠明	日本大学法学部教授
	山川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授
	小林 秀樹 野口 和俊	千葉大学工学部教授 (豊島区住宅対策審議会委員) 弁護士 (豊島区都市計画審議会委員、豊島区建築審査会委員)
区民代表	岩原 由紀子	主婦
	齊木 勝好	会社経営
	佐藤 智重	自営業
	平山 平	前区政モニターOB会会長
	松浦 純子	高校教諭
	柳田 好史	会社員
関係団体等	深澤 祐二	東日本旅客鉄道㈱ 総合企画本部投資計画部長
	黛 雅昭	西武鉄道㈱ 管理本部取締役企画部長
	古澤 廣道	東武鉄道㈱ 鉄道事業本部計画管理部長
	栗林 伸一	帝都高度交通営団 経理部長
	齊藤 春雄	東京都交通局経営企画室長
	堤 良三	街づくり自転車活用研究所所長
	坂井 保義	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局参与
(ワーム マンション税関係)	織本 真一郎	(社) 東京都建築士事務所協会 豊島支部長
	梶田 紘利	(社) 東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長
	西田 鐵男	(社) 日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長
	佐藤 信哉	首都圏中高層住宅協会 会長
区職員	小野 温代	政策経営部長
	山木 仁	総務部長
	上村 彰雄	都市整備部長
	増田 良勝	土木部長

専門委員会委員名簿

平成15年9月

氏 名	現職等
会長 中村 芳昭	青山学院大学法学部教授
副会長 岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
第一部会長 今井 勝人	武蔵大学経済学部教授
第二部会長 池上 岳彦	立教大学経済学部教授
内山 忠明	日本大学法学部教授
山川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授
小林 秀樹	千葉大学工学部教授 (豊島区住宅対策審議会委員)
野口 和俊	弁護士(豊島区都市計画審議会委員、豊島区建築審査会委員)

豊島区法定外税検討会議・第一部会委員名簿

平成15年9月

区分	氏名	所属等
専門委員会委員	(部会長) 今井 勝人	武蔵大学経済学部教授
	岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
	内山 忠明	日本大学法学部教授
	山川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授
区民代表	齊木 勝好	会社経営
	平山 平	前区政モニターボード会会长
	柳田 好史	会社員
関係団体等	深澤 祐二	東日本旅客鉄道㈱ 総合企画本部投資計画部長
	黛 雅昭	西武鉄道㈱ 管理本部取締役企画部長
	古澤 廣道	東武鉄道㈱ 鉄道事業本部計画管理部長
	栗林 伸一	帝都高速度交通営団 経理部長
	齊藤 春雄	東京都交通局経営企画室長
	堤 良三	街づくり自転車活用研究所所長
	坂井 保義	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局参与
区職員	小野 温代	政策経営部長
	山木 仁	総務部長
	増田 良勝	土木部長

豊島区法定外税検討会議・第二部会委員名簿

平成15年9月

区分	氏名	所属等
専門委員会委員	(部会長) 池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	中村 芳昭	青山学院大学法学部教授
	小林 秀樹	千葉大学工学部教授
	野口 和俊	弁護士
区民代表	岩原 由紀子	主婦
	佐藤 智重	自営業
	松浦 純子	高校教諭
関係団体等	織本 真一郎	(社)東京都建築士事務所協会 豊島支部長
	梶田 紘利	(社)東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長
	西田 鐵男	(社)日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長
	佐藤 信哉	首都圏中高層住宅協会 会長
区職員	小野 温代	政策経営部長
	山木 仁	総務部長
	上村 彰雄	都市整備部長

参 考

豊島区法定外税検討会議幹事名簿

平成15年9月

所 属	氏 名	備 考
政策経営部 財政課長	横田 勇	
〃 広報課長	岡本 晃治	
総務部 税務課長	吉川 彰宏	
都市整備部 都市計画課長	鈴木 達	
〃 都市開発課長	石井 雄三	
〃 住宅課長	齊藤 雅人	
〃 建築指導課長	田村 守男	
土木部 交通安全課長	北本 治	

新税構想及び検討会議における検討の経緯

平成12年

5月29日 区職員による「区税調査研究会」を設置

平成13年

1月29日 区税調査研究会「中間報告」を提出

12月27日 区税調査研究会「最終報告書」を提出

平成14年

1月23日 新税構想を発表

4月26日 法定外税検討会議を設置（「豊島区法定外税検討会議設置要綱」 H14.4.26区長決裁）

5月17日 検討会議第1回（全体会）開催（委員委嘱、会長等選任、運営・日程等）

6月18日 第二部会（ワンルームマンション税）第1回開催（構想の考え方と背景等）

7月23日 第一部会（放置自転車等対策税）第1回開催（対策の現状、構想の考え方と背景等）

9月3日 第二部会（ワンルームマンション税）第2回開催（前回会議論点整理、論点ごとの検討）

9月24日 第一部会（放置自転車等対策税）第2回開催（法改正経緯、鉄道事業者協力状況等）

10月22日 第二部会（ワンルームマンション税）第3回開催（各論点ごとの検討）

11月19日 第一部会（放置自転車等対策税）第3回開催（論点整理・課税根拠について）

12月17日 第二部会（ワンルームマンション税）第4回開催（課税をめぐる論点の検討）

平成15年

1月14日 第一部会（放置自転車等対策税）第4回開催（鉄道事業者としての協力、課税根拠等）

1月28日 第二部会（ワンルームマンション税）第5回開催（部会報告のまとめ）

3月4日 第一部会（放置自転車等対策税）第5回開催（部会報告のまとめ）

3月18日 検討会議第2回（全体会）開催（部会報告、専門委員会付託、今後の日程等）

4月8日 専門委員会第1回開催（論点整理と使用資料、今後の検討方法）

4月22日 専門委員会第2回開催（放置自転車等対策税関係①）

5月13日 専門委員会第3回開催（放置自転車等対策税関係②）

5月27日 専門委員会第4回開催（放置自転車等対策税関係③）

6月10日 専門委員会第5回開催（ワンルームマンション税関係①）

6月24日 専門委員会第6回開催（ワンルームマンション税関係②）

7月8日 専門委員会第7回開催（ワンルームマンション税関係③）

9月2日 専門委員会第8回開催（報告書原案の検討）

9月22日 検討会議第3回（全体会）開催（報告書案提示、委員意見書提出）

「豊島区法定外税検討会議」検討事項及び配付資料一覧

検討会議 (全体会)	平成14年 5月17日（第1回） 開催時間； 午後6時58分～9時5分 会場； 生活産業プラザ7階	<p>【検討事項】</p> <p>(1)委員の委嘱・任命 (2)会長・副会長の選任 (3)運営方針・部会構成について (4)今後の日程について</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料1-1… 豊島区法定外税検討会議の設置について（会議設置の概要） 資料1-2… 検討会議構成イメージ（検討会議・部会・専門委員会） 資料1-3… 豊島区法定外税検討会議委員名簿 資料1-4… 豊島区法定外税検討会議部会別委員構成（案） 資料1-5… 豊島区法定外税検討会議設置要綱（平成14年4月26日区長決済） 資料1-6… 検討会議日程（案） 参考資料①：導入を検討すべき法定外税の課税概要（平成14年1月） 参考資料②：豊島区区税調査研究会報告書（平成13年12月）</p>
	平成15年 3月18日（第2回） 開催時間； 午後7時～9時5分 会場； 健康プラザとしま7階	<p>【検討事項】</p> <p>(1)各部会の報告 (2)専門委員会への検討付託</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料2-1… 豊島区法定外税検討会議第一部会報告（放置自転車等対策税） 資料2-2… 豊島区法定外税検討会議第二部会報告（ワンルームマンション税） 資料2-3… 検討会議日程（案） 参考資料①：豊島区法定外税検討会議設置要綱（平成14年5月17日第一回配付資料） 参考資料②：検討会議構成イメージ（平成14年5月17日第一回配付資料） 参考資料③：検討会議部会別委員名簿・幹事名簿（平成15年3月現在）</p>
	平成15年 9月22日（第3回） 開催時間； 午後7時～8時48分 会場； 健康プラザとしま7階	<p>【検討事項】</p> <p>(1)豊島区の法定外税に関する報告書（案）について</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料3-1… 豊島区の法定外税に関する報告書（案） 資料3-2… 委員意見書 参考資料①：豊島区法定外税検討会議設置要綱 参考資料②：検討会議委員名簿・幹事名簿（平成15年9月現在）</p>

専門委員会	平成15年 4月8日（第1回） 開催時間； 午後6時33分～7時56分 会場； 健康プラザとしま7階	<p>【検討事項】</p> <p>(1)論点整理と使用資料について (2)今後の検討方法について</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料1-1… 「放置自転車等対策税」に関する論点整理 資料1-2… ワンルームマンション税に関する主要な論点 参考資料①；「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準 及び留意事項等について」（平成14年5月7日付総務省自治税務局長通知） 参考資料②；検討会議日程案（平成15年3月18日第二回全体会配付資料） 参考資料③；検討会議委員名簿・部会別名簿・幹事名簿（15年4月現在）</p>

専門委員会	平成15年 4月22日（第2回） 開催時間： 午後6時31分～8時55分 会場： 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1) 「放置自転車等対策税」に関する論点の検討 【再配布資料】 第一回専門委員会(平成15年4月8日)資料1-1；「放置自転車等対策税」に関する論点整理
	平成15年 5月13日（第3回） 開催時間： 午後6時36分～8時33分 会場： 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1) 「放置自転車等対策税」に関する論点の検討 【配付資料】 参考資料①；鉄道事業者提出資料 参考資料②；検討会議委員名簿（平成15年4月22日現在）
	平成15年 5月27日（第4回） 開催時間： 午後6時28分～8時38分 会場： 区民センター4階	【検討事項】 (1) 「放置自転車等対策税」に関する論点の検討 【席上配付資料】 「放置自転車等対策税における課税物件及び課税標準のとらえ方について」 (池上委員提出資料)
	平成15年 6月10日（第5回） 開催時間： 午後6時34分～8時40分 会場： 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1) 「ワンルームマンション税」に関する論点の検討 【配付資料】 資料5-1；1. 23区における土地の状況 2. 23区の都民住宅(特定優良賃貸住宅)敷地面積別の団地数 3. 23区における(財)首都圏不燃建築公社の賃貸住宅建設事業実績 資料5-2；豊島区における共同住宅の新規着工状況(平成11～13年度) 資料5-3；固定資産税・都市計画税のシミュレーション
	平成15年 6月24日（第6回） 開催時間： 午後6時24分～8時28分 会場： 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1) 「ワンルームマンション税」に関する論点の検討 【配付資料】 資料6-1；ワンルームマンション税についての考え方の整理 資料6-2；各区のワンルームマンション建設に関する指導強化の取組み 資料6-3；住戸規模別のお住戸ストックの変化 資料6-4；豊島区内におけるワンルームマンションの立地状況について
	平成15年 7月8日（第7回） 開催時間： 午後6時35分～8時41分 会場： 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1) 「ワンルームマンション税」に関する論点の検討
	平成15年 9月2日（第8回） 開催時間： 午後6時35分～8時43分 会場： 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1) 報告書(原案)の検討 【配付資料】 資料8-1；豊島区の法定外税に関する報告書(原案)

第一部会 (放置自転車等対策税)	平成14年 7月23日（第1回）	<p>【検討事項】</p> <p>(1)放置自転車等対策の現状 (2)放置自転車等対策税構想の考え方と背景</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料1-1…「放置自転車等対策の現状」 資料1-2…「放置自転車等対策税構想の考え方と背景」 参考資料①；「改正自転車法」について 参考資料②；豊島区自転車等の放置防止に関する条例について</p>
	平成14年 9月24日（第2回）	<p>【検討事項】</p> <p>(1)自転車法改正の経緯について (2)対策協議会及び鉄道事業者の協力状況等について</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料2-1-①…旧自転車法の問題点 資料2-1-②…放置自転車対策に関する調査（自転車基本問題研究会報告書） 資料2-1-③…自転車法の新旧対照条文 資料2-1-④…改正自転車法に伴う関係省庁通達 資料2-2…放置自転車対策協力状況（鉄道事業者資料） 資料2-3-①…「自転車等対策協議会」の設置に関する区の考え方 資料2-3-②…23区における自転車等対策協議会設置状況 資料2-3-③…放置自転車対策に係る鉄道事業者との交渉 資料2-4…池袋駅西口新池袋駅ビル開発に伴う自転車駐車場関連資料 参考資料①；区内の駅周辺放置状況 参考資料②；池袋駅東西デッキ構想について 追加提出資料；「自転車のまちづくり公開講座」（柳田委員提出）</p>
	平成14年 11月19日（第3回）	<p>【検討事項】</p> <p>(1)前回までの論点整理 (2)新税の課税根拠（原因者・受益者、費用負担のあり方等）</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料3-1…新税の「課税の根拠」について（部会長メモ） 参考資料①；池袋駅西口メトボリソーバイブル併設「プラザ駐輪場」について 参考資料②；自転車駐車場利用者及び撤去自転車引取者の居住地調査</p>
	平成15年 1月14日（第4回）	<p>【検討事項】</p> <p>(1)今後の鉄道事業者としての協力について (2)今後2、3年における放置自転車対策の方向について (3)新税構想における課税標準、税率等について</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料3-1…新税の「課税の根拠」について（部会長メモ） (前回11月19日配付資料) 資料4-1…今後の鉄道事業者としての協力について 資料4-2…1.費用負担に関する豊島区の考え方 2.放置自転車問題に対する警察とのかかわり 3.今後2～3年における放置自転車等対策の方向について 資料4-3…新税構想における課税標準及び税率等について 別紙…第4回部会に向けた資料提出のお願い（部会長資料要望書）</p>
	平成15年 3月4日（第5回）	<p>【検討事項】</p> <p>(1)部会報告(案)の検討（部会のまとめ）</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料5-1…豊島区法定外税検討会議第一部会報告（案） 参考資料①；放置自転車等対策税に関する意見書…区民代表委員三者連名 参考資料②；豊島区新税構想に関する意見…鉄道事業者五社連名 参考資料③；豊島区法定外税検討会議第一部会に係る意見について…提委員 参考資料④；豊島区放置自転車等対策税構想について(意見書)…平野委員 追加提出資料；部会報告修正案(席上配付)…鉄道事業者提出</p>

第二部会 (ワンルーム マンション税)	平成14年 6月18日 (第1回) 開催時間; 午後7時~9時3分 会場; 区役所第一委員室	【検討事項】 ワンルームマンション税構想の考え方と背景 (1)ワンルームマンション税の考え方 (2)人口・世帯の動向 (3)住宅の動向 【配付資料】 資料1-1…「ワンルームマンション税構想の考え方と背景」 参考資料; 豊島区中高層集合住宅建築指導要綱について
	平成14年 9月3日 (第2回) 開催時間; 午後7時~9時 会場; 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1)前回第1回部会における論点整理について (2)各論点ごとの検討について (何をめざすのか、問題はどこにあるのか) 【配付資料】 資料2-1…豊島区の「ワンルームマンション税」構想に関する論点整理 資料2-2…ワンルームマンション税(法定外目的税)の創設に対する意見 資料2-3…住宅施策の概要 資料2-4…ワンルームマンションの規制に関する手法について 参考資料 ①東京都23区における専修学校・各種学校設置状況 参考資料 ②豊島区内における分譲型マンションの所有者及び居住者に関する調査 参考資料 ③木造集合住宅の床面積の減少率と非木造集合住宅の床面積の増加率
	平成14年 10月22日 (第3回) 開催時間; 午後7時~9時 会場; 健康プラザとしま7階	【検討事項】 各論点ごとの検討 (1)税以外の方法について (どのような施策が適切か) 【配付資料】 資料2-1…豊島区の「ワンルームマンション税」構想に関する論点整理 (前回9月3日配布資料) 参考資料; 「長期修繕計画(案)」…佐藤(信哉)委員提出資料 追加提出資料; ファミリー世帯の定住化を促進するための住宅施策と経費 追加提出資料; ワンルームマンションの規制、指導等に関する手法について
	平成14年 12月17日 (第4回) 開催時間; 午後7時~9時 会場; 健康プラザとしま7階	【検討事項】 課税をめぐる論点の検討 (1)課税の根拠 (2)国の同意要件関係 (3)課税の対象 (4)課税の水準 【配付資料】 資料4-1…豊島区の「ワンルームマンション税」構想に関する論点整理 —その2 課税をめぐる論点—
	平成15年 1月28日 (第5回) 開催時間; 午後7時~8時15分 会場; 健康プラザとしま7階	【検討事項】 (1)部会報告(案)の検討(部会のまとめ) 【配付資料】 資料5-1…豊島区法定外税検討会議第二部会報告(案) 参考資料①「課税をめぐる論点」に対する区側の考え方 参考資料②豊島区のワンルームマンション税創設(案)に対する協会の見解 参考資料③「課税自主権の活用のあり方について」(財)自治総合センター

豊島区法定外税検討会議設置要綱

平成 14 年 4 月 26 日
区 長 決 裁

(設置の目的)

第 1 条 地域において深刻化している放置自転車問題及びワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広く検討するため、豊島区法定外税検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 放置自転車等対策税の導入に関すること。
- (2) ワンルームマンション税の導入に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 学識経験者 | 8人以内 |
| (2) 区民代表 | 6人以内 |
| (3) 関係団体等 | 11人以内 |
| (4) 区職員 | 4人以内 |

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議には、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長は学識経験者の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会議を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 検討会議には、所掌事項について検討を行うための部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる部会とし、検討会議委員は原則としていずれかの部会に所属するものとする。

- (1) 第一部会（放置自転車等対策税に関する部会）
- (2) 第二部会（ワンルームマンション税に関する部会）

- 3 部会の運営は、会長が指名する部会長が行う。

(専門委員会)

第 6 条 検討会議には、法定外税のあり方、法定外税導入の適否について、専門的な見地から検討を行う専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、検討会議委員のうち、学識経験者をもって構成する。
- 3 専門委員会は、部会の意見を踏まえて報告書案を作成する。

(報告)

第7条 会長は、専門委員会で作成された報告書案を検討会議に提示し、検討会議委員の意見を求めるものとする。

2 会長は、検討会議委員からの意見を踏まえ、専門委員会の審議を経て報告書を作成し区長に提出する。

(運営)

第8条 検討会議は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。

3 検討会議、部会及び専門委員会の会議は公開とする。ただし、各会議の決定により、非公開とすることができます。

(幹事)

第9条 検討会議に、検討会議を補佐するための幹事を置く。

2 幹事は政策経営部財政課長、政策経営部広報課長、総務部税務課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部都市開発課長、都市整備部住宅課長、都市整備部建築指導課長、土木部交通安全課長をもって充てる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、総務部税務課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

2 この要綱は、区長への報告書の提出をもって廃止する。

豊島区の法定外税に関する報告書

平成15（2003）年9月
事務局；豊島区総務部税務課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
TEL(03)3981-1111（代表）

（この印刷物は表紙等を除き古紙100%の再生紙を利用しています）

検討会議は原則公開で行われました。会議録も含め会議で配布された資料が豊島区のホームページでもご覧になれます。<http://www.city.toshima.tokyo.jp>